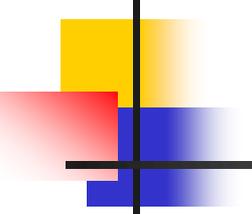


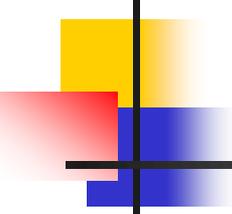
一般集中規制（独占禁止法第9条）について

2014年2月24日
経済基盤本部



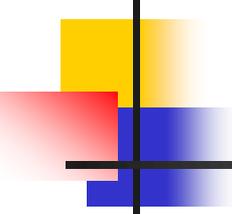
独占禁止法第9条に関する経団連の考え方

- 一般集中規制は、グローバル化や市場の巨大化がこれまで以上に急速に進む今日において、わが国企業の経済活動を過度に制限・萎縮等させるものであり廃止すべきである。
- 早期の廃止が難しいとしても、少なくとも、
 - ガイドラインの基準を緩和すべき
 - 報告書の記載事項を大幅に簡素化すべき



理由①:一般集中規制の存在意義は既になくなっている

- 持株会社が解禁されて7年が経過しているが、持株会社による事業支配が進んでいることもなく、また、持株グループによる競争上の弊害は生じていないと理解
- 仮に、一般集中規制が想定する「事業支配力が過度に集中する」状態を予防するのであれば、市場集中規制(法第10条、法第15条の企業結合審査等)により規制が可能
- 事業支配力が集中する状態になったとしても、当該企業がその事業支配力を背景に反競争的行為を行うことがあれば、独禁法の他の規制(例:優越的地位の濫用)により、適切に是正できる
- 過去に執行事例がないという実態からしても、一般集中規制に存在意義があるとはいえない

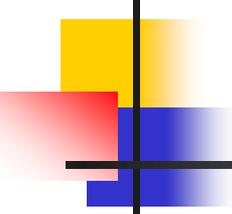


理由②: 一般集中規制はわが国企業の国際競争力を阻害している

■ 企業の積極的なグループ事業展開や多角化、新分野進出の制約となりうる

- グローバル化が進む現在、日本市場での規模のみに着目して一律に外形的な規制を課す一般集中規制は、日本国内における企業活動を不当に制限するものである。例えば、グローバル市場を視野に入れた新事業への参入は、まず国内において当該事業を開始し、一定以上の成功を確認した後に海外市場に展開を図る手法がしばしば採られる。しかし、この場合に、国内市場での新事業拡大について本条が適用されうるため、わが国企業の競争力が阻害される。
- 諸外国においては類似の規制は存在しないことから、当該規制により、日本企業の国際競争力の低下や、日本経済の空洞化にもつながる。

■ 企業の買収等によらず、既存の事業分野を成長させた場合であっても、ガイドラインの基準を超過すれば一律に外形的な規制が課されるため、成長を阻害する要因となりうる



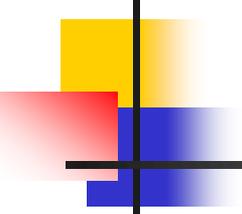
理由③:ガイドラインは、現在の経済実態に即していない

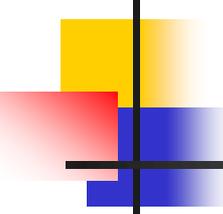
■ ガイドライン「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」に定められている基準(例: <第一類型>総資産15兆円超、主要な事業分野数5、単体総資産3000億円超 等)には客観的・合理的な根拠はなく、特に国内企業の買収等において萎縮効果をもたらす

グローバル化が進む中、海外他社との競合上、規模の拡大が有効な戦略とみられる中で、こうした数値的な上限を決めることはわが国企業の競争力強化を妨げることにも繋がりがかねない

■ ガイドラインにおいて、主要な事業分野を画する基準として用いられている「日本産業分類」は平成19年以降、改定等がなされていない

近年は、本分類によることが困難なビジネスが多数存在するにも関わらず、そうした分類をもとに形式的に適法・違法を判断する一般集中規制は、今日の経済実態に即しているとは言えない

- 
- 一般集中規制の施行状況については、平成17年以降、公表されていないが、平成17年の公表によれば、具体的に第1～第3類型に該当して法第9条の観点から問題となる会社はないものの、例えば、第一類型でいえば事業分野が「5以上」の会社グループが1社、「4」の会社グループは5社など、本規制がハードルとなっている可能性がある
 - 2009年の法改正により、グループ内の結合は、市場における競争に実質的な影響を与えないことから、届出が不要となった
同様に、法第9条でも、分社型のようなグループ内の再編に近いケースは、100%分社に限らず問題視しないこととすべき



理由④:一般集中規制の報告制度(第9条4項)は、企業に過度の負担を強いるものとなっている

- 法第9条4項に基づく報告においては、総資産3000億円以下である子会社(実質子会社を含む、以下同じ。)の総資産額の記載や、売上高が600億円未満である事業分野の記載については省略が認められている一方、子会社名及び議決権保有比率については省略が認められていない

「事業支配力が過度に集中する」状態には直接的に影響しにくいと考えられる実質子会社についても報告対象とすることは、子会社を複数抱える企業にとって、情報の収集が困難であり、過度な負担となる

- 報告書の記載事項である「事業分野」の記載にあたっては、日本産業分類によることとされている。しかし、企業では、必ずしも本分類による決算処理を行っているわけではなく、報告のために売上高等を整理しなおす必要があり、過度な負担となる。有価証券報告書など、他の開示資料で代替可能なものもある